

第二 議会の権限等

地方自治法

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三～十五 (略)

- ② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

1 熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例

平成16年3月12日
条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とすることにより、計画の策定段階から議会が積極的に役割を果たし、もって、議会と知事その他の執行機関が県民に対する責任を共に担いながら、わかりやすく、自主性に富んだ県行政を推進することを目的とする。

(議決すべき計画)

第2条 県行政に係る計画（その策定手続が法令又は他の条例の規定により定められているものを除く。）のうち次に掲げるものを策定し、又は変更することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件とする。

- (1) 県行政全般に係る基本的な考え方を示すとともに、目標を設定し、その達成のための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に定める計画
- (2) 県行政の各分野における基本的な考え方を示すとともに、目標を設定し、その達成のための施策、事業その他の手法を体系的に定める計画（特定の地域を対象とするものを除く。）であって、計画期間が5年以上であるもの

(議会の議決)

第3条 知事その他の執行機関は、前条各号に掲げる計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。ただし、変更の内容が軽微であるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行し、同日以降に策定される計画の策定又は変更について適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている計画のうち次に掲げるものを変更しようとするときは、当該計画はこの条例の施行の日
に策定されたものとみなし、第3条の規定を適用する。

- (1) 熊本県総合計画 パートナーシップ21くまもと
- (2) 熊本県科学技術振興指針
- (3) 熊本県総合情報通信高度化プラン
- (4) 熊本県水資源総合計画
- (5) 熊本県高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画
- (6) くまもと21ヘルスプラン
- (7) くまもと子ども未来プラン
- (8) 「人権教育のための国連10年」熊本県行動計画
- (9) 熊本県小売商業振興指針
- (10) 熊本県工業振興ビジョン
- (11) 熊本県労働行政プラン
- (12) 熊本県農業計画
- (13) 熊本県森林・林業・木材産業基本計画
- (14) 熊本県水産業振興基本構想21
- (15) 熊本県景観整備基本計画
- (16) 熊本県就学前教育振興「肥後っ子かがやきプラン」
- (17) くまもと青少年プラン
(熊本県環境基本条例の一部改正)

3 熊本県環境基本条例（平成2年熊本県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「及び基本計画」を削り、同条に次の1項を加える。

4 基本計画は、熊本県環境審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経て定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 議会の議決に付すべき契約に関する条例

昭和39年3月31日
条例第30号

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和24年熊本県条例第54号）は、廃止する。

附 則（昭和52年9月30日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月26日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 熊本県財産条例（抄）

昭和39年3月31日
条例第23号

（目的）

第1条 この条例は、財産についてその取得、管理及び処分を適正に行ない、その効率的な運用を図ることを目的とする。

2 財産の取得、管理及び処分については、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において「財産」「公有財産」、「行政財産」「普通財産」及び「物品」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)に規定する「財産」「公有財産」、「行政財産」「普通財産」及び「物品」をいう。

（財産取得等の議決）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を経なければならない財産の取得又は処分は、予定価格7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 第3条の規定は、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨による災害の被災者に対する災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づく救助として供与される同法第4条第1項第1号の応急仮設住宅であって予定価格7,000万円以上のものの買入れについては、適用しない。

4 重要な公の施設に関する条例

昭和39年 7月16日
条例第69号

(趣旨)

第1条 公の施設のうち長期かつ独占的な利用をさせ、又は廃止することについて議会の議決を経なければならないものに関しては、この条例の定めるところによる。

(一般議決)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第11号の規定に基づき、長期かつ独占的な利用をさせることについて議会の議決を経なければならない重要な公の施設は、その種類については別表第1左欄に定めるものとし、その期間については同表右欄に定める期間を超えるものとする。

(特別議決)

第3条 地方自治法第244条の2第2項の規定に基づき長期かつ独占的な利用をさせ、又は廃止することについて議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない特に重要な公の施設は、その種類については別表第2左欄に定めるものとし、その利用の期間については同表右欄に定める期間をこえるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 議会の議決を経るべき財産及び営造物に関する条例（昭和36年熊本県条例第9号）は、廃止する。

附 則（昭和61年10月8日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

種 類	期 間
福社会館、運動施設及び一の港湾におけるすべての港湾施設	6月

学校及び病院	1年
栈橋、浮栈橋、物揚場、給水施設その他の一般の 利用に欠くことのできない港湾施設	2年

別表第2

種 類	期間
一の港湾におけるすべての港湾施設	3年

5 地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の知事の専決事項の指定

昭和26年10月1日
議決

地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項を次のように指定する。

- (1) 職員が法令の規定に基づいて保管する100,000円以下の現金又は物品を亡失又はき損した場合における賠償責任免除に関する事項
- (2) 県営住宅及び県営改良住宅に係る家賃等及び明渡しの請求に関する訴訟、和解及び調停
- (3) 職員による交通事故で、県の義務に属する損害賠償のうち、その額が1件につき500万円を超えないものの額を定めること、並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。
- (4) 議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年熊本県条例第30号)第2条の規定により議会の議決を得た契約を変更する契約であって、契約金額の増減額が5,000万円以下のもの(当該変更後の契約金額と当該変更前の契約で最後に議決を得たものに係る契約金額との差額が5,000万円を超えることとなるものを除く。)及び工期又は納期の延長が2月以内のもの(工期の満了する日又は納期の日属する年度を変更することとなるものを除く。)の締結

6 議会の権限

ア 議決権

事 項	根拠法規	摘 要
1 条例を設け又は改廃すること ◎ 一般条例規定事項 (1) 地方自治法第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる (2) 義務を課し、又は権利を制限するには、条例によらなければならない (3) 条例違反者に対し、2年以下の拘禁刑、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる (4) 地方自治法第96条第1項に規定する事件のほか、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべき事項を定めることができる (5) 県知事又は教育委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる ◎ 組織及び給与等に関する条例規定事項 (1) 地方公共団体の事務所の位置の設定又は変更 (2) 地方公共団体の休日 (3) 郡市の区域によらない議員選挙区の設定 (4) 各選挙区の議員定数 (5) 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の投票について記号式投票の方法によること (6) 任意制ポスター掲示場の設置	法96①(1) 法14① 法14② 法14③ 法96② 法252の17の2①② 地教法55①② 法4①、③ 法4の2① 選挙法15②③、271 選挙法15⑧ 選挙法46の2① 選挙法144の4	法令に違反しない限りにおいて 法令に特別の定めがある場合を除く 法令に特別の定めがある場合を除く 法定受託事務に係るもののうち、政令で定めるものを除く 市町村の長との協議を要する 出席議員の3分の2以上の同意 人口に比例して定める

(7) 任意制選挙公報の発行	選挙法172の2	
(8) 出頭した選挙人その他の関係人等に対する費用弁償	選挙法212③ 法207	
(9) 議員の定数	法90①	
(10) 政務活動費の交付対象、額及び交付の方法、経費の範囲	法100⑭	
(11) 議会の定例会の回数	法102②	
(12) 市となるための要件	法8①	
(13) 町となるための要件	法8②	
(14) 条例、規則等の公布・公表に関し必要な事項	法16④⑤	法令又は条例に特別の定めがあるときは、この限りでない
(15) 議会の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の設置並びに委員会に関し必要な事項	法109	
(16) 附属機関の設置	法138の4③	政令で定める執行機関については、この限りでない
(17) 支庁及び地方事務所の設置並びにその位置、名称及び所管区域	法155①②	
(18) 保健所、警察署その他の行政機関の設置並びにその位置、名称及び所管区域	法156①②	
(19) 普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務	法158①②	
(20) 副知事を置かないこと及び副知事の定数の増加	法161①ただし書②	
(21) 議員のうちから監査委員を選任しないこと	法196①ただし書	
(22) 監査委員に関する法令規定外の必要事項	法202	
(23) 執行機関の附属機関が担任する事項	法202の3①	
(24) 職員の定数（議会、知事、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、人事委員会等の事務部局の職員）	法138⑥、172③、191②、200⑥、地教法19 地公法12⑨	
(25) 教育機関の設置	地教法30	
(26) 教育機関の職員の配置及び定数	地教法31②③	

<p>(27) 県費負担市町村立学校職員 の定数</p>	<p>地教法41①</p>	
<p>(28) 警察の内部組織及び定数 に関する事項並びに警察署協 議会の設置、委員の定数、任 期等</p>	<p>警察法47④、 57②、53の2④</p>	
<p>(29) 特別職とする秘書職の指 定に関する事項</p>	<p>地公法3③(4)</p>	
<p>(30) 人事委員会の設置</p>	<p>地公法7①</p>	
<p>(31) 職員に適用される基準の 実施その他職員に関する事項 (任用、給与、勤務時間その 他の勤務条件、分限及び懲戒、 服務、退職管理、研修、福祉 及び利益の保護その他身分取 扱に関する事項)</p>	<p>地公法5①、16、24⑤、 25①②、27②、28③④、 28の2、28の3、28の 4、29④、 29の2②、31、35、36 ②、53①、55⑨、55の 2⑥、 地教法42、43③、 警察法56②</p>	
<p>(32) 人事行政の運営等の状況 の公表</p>	<p>地公法58の2</p>	
<p>(33) 議会の議員、委員会の委 員、非常勤の監査委員その他 の委員、自治紛争処理委員、 審査会、審議会及び調査会等 の委員その他の構成員、専門 委員、監査専門委員、投票管 理者、開票管理者、選挙長、 投票立会人、開票立会人及び 選挙立会人その他の非常勤の 職員に対する報酬及び費用弁 償の額並びにその支給方法又 は議会の議員に対する期末手 当の額並びにその支給方法</p>	<p>法203③④、203の2② ④</p>	
<p>(34) 長及びその補助機関たる 常勤の職員、委員会の常勤の 委員、教育長、常勤の監査委 員、議会の事務局長、書記そ の他の常勤の職員、委員会の 事務局長、委員の事務局長又 は委員会若しくは委員の事務 を補助する書記その他の常勤 の職員その他普通地方公共団 体の常勤の職員並びに短時間 勤務職員に対する給料、手当</p>	<p>法204</p>	

<p>及び旅費の額並びにその支給方法</p> <p>(35) 議会、監査委員、選挙管理委員会、自治紛争処理委員会の請求により出頭した選挙人その他の関係人等及び公聴会参加者に対する実費弁償</p> <p>(36) 鑑定人又は参考人に対する旅費及び手当</p> <p>(37) 臨時選挙管理委員の給与</p> <p>(38) 市町村立学校職員の給与負担法に規定する職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し条例で規定すべき事項</p>	<p>法207 選挙法212③</p> <p>土地収用法65⑥</p> <p>法252の17の10 市町村立学校職員給与負担法3 地教法42</p>	
<p>◎ 公の施設に関する条例規定事項</p>		
<p>(1) 公の施設の設置及び管理に関する事項</p> <p>(2) 重要な公の施設のうち特に重要なものの廃止又はその長期かつ独占的な利用</p> <p>(3) 公の施設の管理についての指定管理者の指定</p> <p>(4) 公の施設の利用に係る料金</p>	<p>法244の2①</p> <p>法244の2②</p> <p>法244の2③④⑥</p> <p>法244の2⑨</p>	<p>法令に特別の定めのある場合を除く出席議員の3分の2以上の同意</p>
<p>◎ 財務に関する条例規定事項</p>		
<p>(1) 県税の賦課徴収に関する事項</p> <p>(2) 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項</p> <p>(3) 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関する過料規定</p> <p>(4) 詐欺その他不正行為により分担金等の徴収を免れた場合の過料</p> <p>(5) 使用料又は手数料の徴収について証紙による収入方法によること</p> <p>(6) 督促手数料及び延滞金の徴収に関する事項</p> <p>(7) 歳計剰余金の全部又は一部</p>	<p>地方税法3①</p> <p>法228①</p> <p>法228②</p> <p>法228③</p> <p>法231の2①</p> <p>法231の3②</p> <p>法233の2</p>	<p>5万円以下の過料</p> <p>免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料</p>

<p>の基金への編入</p> <p>(8) 公有財産、物品及び債権並びに基金の交換、出資の目的とし、若しくは支払手段としての使用、又は適正な対価なくしての譲渡、若しくは貸付</p> <p>(9) 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金の設置</p> <p>(10) 基金の管理及び処分に関し必要な事項</p> <p>(11) 財政状況の公表に関する事項</p> <p>(12) 特別会計の設置</p> <p>◎ 外部監査に関する条例規定事項</p> <p>(1) 外部監査契約に基づく監査によることができる旨の規定</p> <p>◎ その他の法令による条例規定事項</p> <p><知事公室関係></p> <p>(1) 防災会議の組織及び運営に関し必要な事項</p> <p>(2) 災害対策本部に関し必要な事項</p> <p>(3) 石油コンビナート等防災本部の組織及び運営に関し必要な事項</p> <p>(4) 都道府県国民保護対策本部に関し必要な事項</p> <p>(5) 都道府県国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項</p> <p>(6) 危険物取扱者試験に係る手数料の徴収に関する事項</p> <p>(7) 消防設備士試験に係る手数料の徴収に関する事項</p> <p><総務部関係></p> <p>(1) 職員以外の地方公務員の公</p>	<p>法237②</p> <p>法241①</p> <p>法241⑧</p> <p>法243の3①</p> <p>法209②</p> <p>法252の39①、252の40①、252の41①、252の42①、252の43①</p> <p>災害対策基本法15⑧</p> <p>災害対策基本法23⑧</p> <p>石油コンビナート等災害防止法28⑨</p> <p>国民保護法31</p> <p>国民保護法38⑧</p> <p>消防法16の4④</p> <p>消防法17の11③</p> <p>地方公務員災害補償</p>	<p>条例又は議会の議決。但し、地方公営企業には適用しない。</p> <p>(地公企法40①)</p> <p>特定地方独立行政</p>
---	--	---

<p>務災害補償に関し必要な事項及び補償の実施についての不服審査申立てに関する事項</p> <p>(2) 職員の育児休業等に関する事項</p> <p>(3) 市町村合併が行われた場合の都道府県議会議員の選挙区に関する特例</p>	<p>法69①、70</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律2①、3②、5②、7、10①②、17、18③、19①②③</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律21①②</p>	<p>法人の役員を除く</p>
<p><企画振興部関係></p> <p>(1) 国土の利用に関する調査審議に係る審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項</p> <p>(2) 土地利用審査会の組織及び運営に関し必要な事項</p>	<p>国土利用計画法38②</p> <p>国土利用計画法39⑩</p>	
<p><健康福祉部関係></p> <p>(1) 福祉事務所の設置及び所員の定数に関する事項</p> <p>(2) 社会福祉法人に対する助成に関する事項</p> <p>(3) 保護施設の設置及び廃止</p> <p>(4) 旅館等経営の許可申請に係る許可基準</p> <p>(5) 旅館の衛生に必要な措置の基準</p> <p>(6) 興行場の衛生に必要な措置の基準</p> <p>(7) 公衆浴場の設置場所の配置の基準</p> <p>(8) 公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準</p> <p>(9) 障害者に関する政策審議を行う合議制の機関の組織及び運営に必要な事項</p> <p>(10) 地方精神保健福祉審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項</p> <p>(11) 地方薬事審議会の組織及</p>	<p>社会福祉法14①、16</p> <p>社会福祉法58①</p> <p>生活保護法40④</p> <p>旅館業法3③(3)</p> <p>旅館業法4②</p> <p>興行場法3②</p> <p>公衆浴場法2③</p> <p>公衆浴場法3②</p> <p>障害者基本法36③</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律9①③</p> <p>医薬品、医療機器等の</p>	<p>国有財産法及び法237②の規定の適用を妨げない</p>

<p>び運営その他必要な事項</p> <p>(12) 准看護師試験委員に関し必要な事項</p> <p>(13) 保健所の運営協議会の設置</p> <p>(14) クリーニング師の試験に係る手数料の徴収に関する事項</p> <p>(15) 調理師試験に係る手数料の徴収に関する事項</p>	<p>品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 3 ②</p> <p>保健師助産師看護師法25②</p> <p>地域保健法11</p> <p>クリーニング業法 7 の18</p> <p>調理師法 3 の 2 ⑤</p>	
<p><環境生活部関係></p>		
<p>(1) 環境保全を調査審議する審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項</p>	<p>環境基本法43②</p>	
<p>(2) 都道府県公害審査会の設置</p>	<p>公害紛争処理法13</p>	
<p>(3) ばいじん又は有害物質に係る大気汚染防止法第 3 条第 1 項又は第 3 項の排出基準より厳しい排出基準の設定及び当該区域の範囲の設定</p>	<p>大気汚染防止法 4 ① ②</p>	
<p>(4) 産業廃棄物の処理施設の設置その他産業廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用の徴収に関する事項</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律13②</p>	
<p>(5) 水質汚濁防止法第 3 条第 1 項の排出基準より厳しい排出基準の設定及び当該区域の範囲の設定</p>	<p>水質汚濁防止法 3 ③ ④</p>	
<p>(6) 公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項の調査審議に必要な県の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関する特別の定め</p>	<p>水質汚濁防止法21②</p>	
<p>(7) 都道府県立自然公園の指定並びにこれらの区域内の保護及び利用に関し必要な事項</p>	<p>自然公園法72、73、74、75</p>	
<p>(8) 都道府県立自然公園に関し実地調査のため必要な立入り</p>	<p>自然公園法76</p>	

<p>等に必要な事項</p> <p>(9) 公園事業の執行により著しく利益を受ける者に対する受益者負担金に関する事項</p> <p>(10) 都道府県自然環境保全地域の指定に関する事項等</p> <p>(11) 自然環境保全審議会その他合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項</p> <p>(12) 都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項</p> <p>(13) 都道府県交通安全連絡協議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項</p> <p><商工労働部関係></p> <p>(1) 県が設置する公共職業能力開発施設の位置、名称及び運営に関し必要な事項</p> <p>(2) 職業能力の開発に関する重要事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項</p> <p><農林水産部関係></p> <p>(1) 病虫害防除所の位置、名称及び管轄区域</p> <p>(2) 家畜保健衛生所の位置、名称及び管轄区域並びに試験及び検査に関する施設の利用に関する事項</p> <p>(3) 森林における火災予防その他危害防止に関する事項</p> <p><土木部関係></p> <p>(1) 有料の橋又は渡船施設についての料金徴収に関する事項</p> <p>(2) 道路占用料の額及び徴収方法に関する事項</p> <p>(3) 受益者負担金の被徴収者の範囲及び徴収方法に関する事項</p> <p>(4) 負担金等の督促手数料及び</p>	<p>自然公園法58、自然公園法施行令 9</p> <p>自然環境保全法45①、46①②、47、48 自然環境保全法51③</p> <p>交通安全対策基本法17⑤</p> <p>交通安全対策基本法21①②</p> <p>職業能力開発促進法16③</p> <p>職業能力開発促進法91①②</p> <p>植物防疫法32②</p> <p>家畜保健衛生所法 1②、4</p> <p>森林法23</p> <p>道路法25①</p> <p>道路法39②</p> <p>道路法61②</p> <p>道路法73②</p>	
--	---	--

延滞金の徴収に関する事項		
(5) 受益者負担金の被徴収者の範囲及び徴収方法に関する事項	河川法70②	
(6) 都道府県河川審議会の設置及び審議会に関し必要な事項	河川法86①②	
(7) 港湾管理についての委員会の名称、組織及び権限に関する事項	港湾法35②	
(8) 地方港湾審議会の設置並びにその名称、組織及び運営に関し必要な事項	港湾法35の2①②	
(9) 港湾区域内の占用料又は土砂採取料の徴収に関する事項	港湾法37④	
(10) 公営住宅の家賃、入居者の選考、収入超過者に対する措置、施設の管理等に関する事項	公営住宅法16⑥、19、25①、28③、29⑨、48	
(11) 災害危険区域の指定、災害危険区域建築物の敷地、構造、建築設備及び用途に関する基準に関する事項	建築基準法39①②、40、43③、43の2、49①②、49の2、50、56の2①	
(12) 建築審査会の組織、議事並びに委員の任期、報酬及び費用弁償等に関する事項	建築基準法83	
(13) 2級建築士又は木造建築士試験に係る手数料の徴収に関する事項	建築士法16③	
(14) 広告物の表示及び掲出物件の設置の禁止又は制限に関する事項	屋外広告物法3①②③、4、5、6	
(15) 広告物及び掲出物件の違反に関する規定	屋外広告物法7①、8②	
(16) 屋外広告業の登録に関する事項	屋外広告物法9	
(17) 屋外広告等の登録に関する事項	屋外広告物法10①②	
(18) 屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告	屋外広告物法11	
(19) 広告物の禁止及び制限違反等に対する罰金又は過料の規定	屋外広告物法34	
(20) 公共下水道使用料の徴収に関する事項	下水道法20①	

(21) 公共下水道施設に関する行為の制限	下水道法24①	
(22) 公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項	下水道法25	
(23) 都道府県都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項	都市計画法77③	
(24) 県が施行する土地区画整理事業の施行規程に関する事項	土地区画整理法53①	
(25) 路上駐車場の駐車料金及び割増金の徴収に関し必要な事項	駐車場法 6 ①③	
(26) 多目的ダムの建設による受益者負担金の被徴収者の範囲及び徴収方法に関する事項	特定多目的ダム法 9 ②	
(27) 都道府県水防協議会に関し必要な事項	水防法 8 ⑤	
(28) 宅地建物取引業者の受験手数料の徴収に関する事項	宅地建物取引業法16の19	
<企業局関係>		
(1) 地方公営企業法に定める事業以外の事業を行う企業に地方公営企業法の全部又は一部を適用する場合	地公企法 2 ③	
(2) 地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項	地公企法 4	
(3) 2以上の事業を通じて管理者1人を置く場合	地公企法 7 ただし書	
(4) 地方公営企業管理者の法定担当事務以外の事務の担任に関する事項	地公企法 9 (15)	
(5) 地方公営企業の事務処理のための組織に関する事項	地公企法14	
(6) 地方公営企業の重要な資産の取得及び処分に関する事項	地公企法33②	
(7) 地方公営企業職員の給与の種類及び基準に関する事項	地公企法38④	
(8) 地方公営企業の協定、仲裁裁定が地方公共団体の条例に抵触する場合の措置	地方公営企業等の労働関係に関する法律 8 ①、16③	
<病院局関係>		

(1) 地方公営企業法に定める事業以外の事業を行う企業に地方公営企業法の全部又は一部を適用する場合	地公企法 2 ③	
(2) 地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項	地公企法 4	
(3) 地方公営企業管理者の法定担当事務以外の事務の担任に関する事項	地公企法 9 (15)	
(4) 地方公営企業の事務処理のための組織に関する事項	地公企法14	
(5) 地方公営企業の重要な資産の取得及び処分に関する事項	地公企法33②	
(6) 地方公営企業職員の給与の種類及び基準に関する事項	地公企法38④	
(7) 地方公営企業の協定、仲裁裁定が地方公共団体の条例に抵触する場合の措置	地方公営企業等の労働関係に関する法律 8 ①、16③	
<公安委員会関係>		
(1) 風俗営業の営業所の設置を特に制限する地域に関する事項	風適法 4 ②(2)	
(2) 風俗営業の営業時間の延長ができる日等に関する事項	風適法13①	
(3) 地域を定めて風俗営業の営業時間を特に制限する旨の事項	風適法13②	
(4) 風俗営業に係る騒音及び振動の規制に関する事項	風適法15	
(5) 遊技機の認定等に係る手数料の徴収に関する事項	風適法20⑧	
(6) 遊技機の認定等に係る手数料の納入方法に関する事項	風適法20⑨	
(7) 風俗営業者の行為の制限に関する事項	風適法21	
(8) 風俗営業の営業所への立入りを制限する年齢等に関する事項	風適法22②	
(9) 風俗関連事業の禁止区域に係る施設及び禁止地域に関する事項	風適法28①②	
(10) 風俗関連営業の営業時間の制限に関する事項	風適法28④	

<p>(11) 深夜における飲食店営業の規制に関する事項</p> <p>(12) 深夜における酒類提供飲食店営業の禁止区域に関する事項</p> <p>(13) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施機関及び給付の範囲、金額、支給方法等に関し必要な事項</p>	<p>風適法32②</p> <p>風適法33④</p> <p>警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律4②、6②</p>	
<p><教育委員会関係></p>		
<p>(1) 公立図書館の設置並びに図書館協議会の設置及びその委員の定数任期等に関する事項</p>	<p>図書館法10、16</p>	
<p>(2) 公立博物館の設置並びに博物館協議会の設置及びその委員の定数任期等に関する事項</p>	<p>博物館法25</p>	
<p>(3) 地方産業教育審議会の設置及びその委員の定数並びに費用弁償の額及びその支給方法に関する事項</p>	<p>産業教育振興法11、13⑥</p>	
<p>(4) スポーツ推進審議会等の設置</p>	<p>スポーツ基本法31</p>	
<p>(5) 教科用図書選定審議会の委員の定数に関する事項</p>	<p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律11③</p>	
<p>(6) 教育委員会の定数</p>	<p>地教法3</p>	
<p>2 予算を定めること</p>		
<p>(1) 地方債の起債目的、限度額、起債方法、利率及び償還方法に関する事項</p>	<p>法96①(2)</p> <p>地公企法24②</p> <p>法230②</p>	
<p>(2) 一時借入金の借入最高額</p>	<p>法235の3②</p>	
<p>(3) 継続費に関する事項</p>	<p>法212①</p>	
<p>(4) 繰越明許費に関する事項</p>	<p>法213①</p>	
<p>(5) 債務負担行為に関する事項</p>	<p>法214</p>	
<p>(6) 歳出予算の各項の経費の金額の流用</p>	<p>法220②</p>	
<p>(7) 予算の増額修正</p>	<p>法97②</p>	<p>修正の動議を議題とするには議員定数の12分の1以上の者の発議(法115)</p>

<p>(8) 予算の議決につき地方公共団体の長において異議があるときの再議</p>	<p>法176①</p>	<p>の3) 再議に付された議決と同じ議決をするには出席議員の3分の2以上の同意(法176③)</p>
<p>(9) 次に掲げる経費を削除し又は減額する議決をした場合の再議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の義務費 ・ 非常災害による応急若しくは復旧の施設に必要な経費又は感染症予防の経費 	<p>法177①</p>	<p>上掲のうち非常災害による経費又は感染症予防の経費について再議に付した場合、議会がなお削除又は減額したときは、普通地方公共団体の長は不信任の議決とみなすことができる(法177③)</p>
<p>3 決算を認定すること</p>	<p>法96①(3) 地公企法30④</p>	
<p>4 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること</p>	<p>法96①(4)</p>	
<p>5 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること</p>	<p>法96①(5)</p>	
<p>6 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること</p>	<p>法96①(6)</p>	
<p>7 不動産を信託すること</p>	<p>法96①(7)</p>	
<p>8 前記6・7に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること</p>	<p>法96①(8)</p>	<p>地方公営企業には適用しない (地公企法40①)</p>

<p>9 負担付きの寄附又は贈与を受けること</p>	<p>法96①(9)</p>	<p>地方公営企業には条例で定めた場合を除き適用しない (地公企法40②)</p>
<p>10 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること</p>	<p>法96①(10)</p>	
<p>11 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること</p>	<p>法96①(11)</p>	
<p>12 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること</p>	<p>法96①(12)</p>	<p>地方公営企業には条例で定めた場合を除き適用しない (地公企法40②)</p>
<p>13 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること</p>	<p>法96①(13)</p>	<p>地方公営企業には条例で定めた場合を除き適用しない (地公企法40②)</p>
<p>14 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること</p>	<p>法96①(14)</p>	
<p>15 その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項</p>	<p>法96①(15)</p>	
<p>◎ 地方自治法関係</p>		
<p>(1) 都道府県の廃置分合又は境界の変更及び都道府県の境界にわたっての市町村の境界変更並びに従来地方公共団体の区域に属しなかった地域の市町村の区域への編入により財産処分を必要とするときの関係地方公共団体の協議</p>	<p>法6④</p>	
<p>(2) 2以上の都道府県の廃止及</p>	<p>法6の2②</p>	

<p>びそれらの区域の全部による1の都道府県の設置又は都道府県の廃止及びその区域の全部の他の1の都道府県の区域への編入申請</p> <p>(3) 市町村の廃置分合又は境界変更</p> <p>(4) 市町村の廃置分合又は境界変更並びに都道府県の境界にわたっての市町村の境界変更に係る関係普通地方公共団体の総務大臣あての申請又は協議</p> <p>(5) 従来地方公共団体の区域に属しなかった地域の編入を内閣が必要と認めるときの都道府県の意見</p> <p>(6) 町村を市とし又は市を町村とすること及び村を町とし又は町を村とすること</p> <p>(7) 公有水面のみに係る市町村の境界変更</p> <p>(8) 公有水面のみに係る市町村の境界変更で都道府県の境界にわたるものを総務大臣が定める場合における関係都道府県の同意</p> <p>(9) 公有水面埋立地の所属市町村を定める場合の前記(7)及び(8)の措置</p> <p>(10) 直接請求に基づく条例の制定又は改廃</p> <p>(11) 議会の調査のため要する経費の額の決定</p> <p>(12) 議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項</p> <p>(13) 仮議長の選任を議長に委任すること</p> <p>(14) 閉会中の常任委員会への審議事件の付議</p>	<p>法7①</p> <p>法7⑥</p> <p>法7の2②</p> <p>法8③</p> <p>法9の3①</p> <p>法9の3⑤</p> <p>法9の4</p> <p>法74③</p> <p>法100⑪</p> <p>法102⑦</p> <p>法106③</p> <p>法109⑧</p>	<p>地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例を除く</p>
--	---	--

(15) 閉会中の議会運営委員会への審査事件の付議	法109⑧	議長又は議員3人以上の発議により出席議員の3分の2以上の議決		
(16) 閉会中の特別委員会への審査事件の付議	法109⑧			
(17) 開議請求により開いた会議及び議員中に異議があるときの閉会又は中止	法114②			
(18) 秘密会とすることの決定	法115①			
(19) 欠席議員の懲罰	法137		条例の制定若しくは改廃又は予算について再議に付された議決と同じ議決をするには出席議員の3分の2以上の同意（法176②③）	
(20) 議会の議決につき普通地方公共団体の長において異議があるときの再議	法176①			
(21) 議会の議決又は選挙が権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反するときの再議又は再選挙	法176④			
(22) 議会の権限に属する軽易な事項のうち、普通地方公共団体の長に専決処分させる事項の指定	法180①			
(23) 選挙管理委員の罷免	法184の2①			常任委員会又は特別委員会において公聴会を開催
(24) 普通地方公共団体の区域外における公の施設の設置に関する関係地方公共団体の協議	法244の3①③			
(25) 他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させる場合における普通地方公共団体との協議	法244の3②③			
(26) 他の普通公共団体と連携事務を処理するに当たっての連携協約の締結協議	法252の2③			
(27) 普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及	法252の2の2③			

<p>び執行し若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するための協議会の設置</p>		
<p>(28) 普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数の増減若しくは協議会の規約の変更又は協議会の廃止に関する協議</p>	<p>法252の6</p>	
<p>(29) 協議会を設ける普通地方公共団体の協議会からの脱退に関する協議</p>	<p>法252の6の2①③</p>	
<p>(30) 普通地方公共団体の委員会、委員、附属機関、専門委員又は職員等の共同設置並びに規約制定に関する協議及び前記の共同設置する普通公共団体の数の増減若しくは共同設置に関する規約の変更又は共同設置の廃止に関する協議</p>	<p>法252の7③</p>	
<p>(31) 機関等を共同設置する普通地方公共団体の共同設置からの脱退に関する協議</p>	<p>法252の7の2①</p>	
<p>(32) 普通地方公共団体の事務の一部の他の地方公共団体への委託及び委託事務の変更又は廃止に関する協議</p>	<p>法252の14③</p>	
<p>(33) 指定都市と包括都道府県の間協議に係る勧告</p>	<p>法252の21の3②</p>	
<p>(34) 中核市指定の申出のための都道府県の事前同意</p>	<p>法252の24③</p>	
<p>(35) 包括外部監査契約の締結</p>	<p>法252の36①</p>	
<p>(36) 個別外部監査契約の締結</p>	<p>法252の39④⑤⑥⑬、252の40④、252の41④、252の42④、252の43③</p>	
<p>(37) 郡の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称の変更すること</p>	<p>法259①</p>	
<p>(38) 郡の区域の境界にわたる</p>	<p>法259③</p>	

<p>町村設置の場合におけるその町村の属すべき郡の区域の決定</p>		
<p>(39) 普通地方公共団体が他の普通地方公共団体と共同して火災、水災、震災その他の災害による財産の損害に対する相互救済事業を行うための地方公共団体の利益を代表する全国的な公益法人へのこれらの事業の委託</p>	<p>法263の2①</p>	
<p>(40) 一部事務組合の設置に係る規約の決定の協議</p>	<p>法284②、290</p>	
<p>(41) 一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減若しくは共同処理する事務の変更又は一部事務組合の規約の変更の協議</p>	<p>法286、290</p>	
<p>(42) 構成団体の一部事務組合からの脱退に関する協議</p>	<p>法286の2</p>	
<p>(43) 一部事務組合の解散の協議</p>	<p>法288、290</p>	
<p>(44) 一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減若しくは共同処理する事務の変更若しくは一部事務組合の規約の変更又は一部組合の解散に伴う財産処分の協議</p>	<p>法289、290</p>	
<p>(45) 広域連合の設置に係る規約の決定の協議</p>	<p>法284③、291の11</p>	
<p>(46) 広域連合を組織する地方公共団体の数の増減若しくは処理する事務の変更又は広域連合の規約の変更の協議</p>	<p>法291の3①③、291の11</p>	
<p>(47) 広域連合の解散の協議</p>	<p>法291の10①、291の11</p>	
<p>(48) 広域連合を組織する地方公共団体の数の増減若しくは処理する事務の変更若しくは広域連合の規約の変更又は広域連合の解散に伴う財産処分の協議</p>	<p>法291の11、291の13</p>	

<p>(49) 普通地方公共団体の配置分合に伴い消滅した地方公共団体の収支の決算の認定</p> <p>(50) 公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる一の金融機関の指定</p> <p>(51) 市が町村となった場合におけるその町村の属すべき郡の区域の決定</p>	<p>令 5 ③</p> <p>令 168 ①</p> <p>令 178 ②</p>	
<p>◎ その他の法令により議会の権限に属する事項</p>		
<p>(1) 2以上の地方公共団体の地方債証券の共同発行</p> <p>(2) 政令で定める公営企業について災害その他特別の理由により一般会計又は他の特別会計より繰り入れる収入をもって同企業の歳出に充てること</p>	<p>地財法 5 の 7</p> <p>地財法 6 、 地財法施行令 46</p>	<p>政令で定める公営企業＝水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、港湾整備事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業、公共下水道事業</p>
<p>(3) 政令で定める公営企業について歳入歳出の決算剰余金を生じた場合、その全部又は一部を一般会計又は特別会計に繰り入れること</p>	<p>地財法 7 ③</p>	
<p>(4) 地方公営企業の決算上の利益剰余金を前年度欠損金に補てんする以外に処分すること</p>	<p>地公企法 32 ②</p>	
<p>(5) 地方公営企業の資本剰余金の処分及び資本金の額を減少すること</p>	<p>地公企法 32 ③ ④</p>	
<p>(6) 都道府県が行う土木その他の建設事業（高等学校の施設の建設事業を除く。）で、その区域内の市町村を利するものについて当該建設事業</p>	<p>地財法 27 ②</p>	

<p>による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させる場合の負担金額の決定</p> <p>(7) 都道府県がその事務を市町村が行うこととする場合、その事務を執行するに要する経費の財源についての必要な措置に関しての市町村の不服の意見書に対する総務大臣あての都道府県の意見</p> <p>(8) 財政健全化計画の作成・変更</p> <p>(9) 財政再生計画の作成・変更</p> <p>(10) 財政再生計画の総務大臣の同意</p> <p>(11) 当せん金付証券の発売の金額</p> <p>(12) 漁業信用基金協会の会員となること</p> <p>(13) 農業信用基金協会の会員となること</p> <p>(14) 港務局を単独で又は共同して設立すること</p> <p>(15) 港務局を設立しない港湾について、単独で又は一部事務組合若しくは広域連合として港湾管理者となること</p> <p>(16) 都道府県道の路線の認定</p> <p>(17) 2以上の都道府県の区域内にわたる道路の当該都道府県の区域内に存する部分についての路線の認定</p> <p>(18) 2以上の都道府県の区域にわたる都道府県道で、その路線の認定に関し協議が成立しない場合の国土交通大臣に対する関係都道府県知事の意見</p> <p>(19) 都道府県道の廃止又は変更</p> <p>(20) 都道府県の境界に係る道路又は関係道路管理者のい</p>	<p>地財法28⑤</p> <p>健全化法 5 ①</p> <p>健全化法 9 ①</p> <p>健全化法10①</p> <p>当せん金付証券法 4 ①</p> <p>中小漁業融資保証法 10④</p> <p>農業信用保証保険法 14②</p> <p>港湾法 4 ③</p> <p>港湾法33②</p> <p>道路法 7 ②</p> <p>道路法 7 ④</p> <p>道路法 7 ⑥</p> <p>道路法10③</p> <p>道路法19③</p>	
--	--	--

<p>ずれかが都道府県である道路の管理方法について関係道路管理者の協議が成立しないで国土交通大臣が裁定する場合に、道路管理者としての都道府県が提出する意見</p>		
<p>(21) 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合の管理の方法について協議が成立しないで国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣が裁定する場合に道路管理者としての都道府県が提出する意見</p>	<p>道路法20④</p>	
<p>(22) 道路と鉄道とが交差する場合において交差の方式、その構造、工事の施工方法及び費用負担についての協議が成立しないで国土交通大臣が裁定する場合に、道路管理者としての都道府県が提出する意見</p>	<p>道路法31③</p>	
<p>(23) 都道府県が市町村に分担金を科する場合、当該市町村の意見を聞いたうえ決定する市町村分担金の額</p>	<p>道路法52②</p>	
<p>(24) 都道府県の境界地の道路の分担額及び分担方法について関係道路管理者の協議が成立しないため国土交通大臣が裁定をする場合の道路管理者としての都道府県が提出する意見</p>	<p>道路法54③</p>	
<p>(25) 兼用工作物の管理費用に係る工作物の管理者との分担額及び分担方法について協議が成立しないため国土交通大臣の裁定を申請する場合に提出する道路管理者としての都道府県が提出する意見</p>	<p>道路法55③</p>	
<p>(26) 会社が高速道路を新設又は改築して料金を徴収しよ</p>	<p>道路整備特別措置法3④</p>	

<p>うとする場合において当該道路の管理者である地方公共団体が協議に応じ、又は同意をしようとするとき</p> <p>(27) 高速自動車国道の道路管理者の権限を代行する会社と、当該道路と隣接又は近接する他の道路の道路管理者とが行う共用高速自動車国道管理施設の管理に関する協議が成立せず国土交通大臣が裁定をする場合において、他の道路の道路管理者である地方公共団体が意見を提出するとき</p> <p>(28) 地方道路公社が道路を新設又は改築、維持、修繕及び災害復旧を行って料金を徴収するため、又は料金を徴収している2以上の道路を1の道路として料金を徴収するために国土交通大臣の許可又は認可を受けようとする場合において、当該道路の道路管理者である地方公共団体が同意をしようとするとき</p> <p>(29) 会社が新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している高速道路（都道府県道）を都道府県が道路管理者として引き継ぐことについて会社と協議しようとするとき</p> <p>(30) 会社及び道路管理者である都道府県が国土交通大臣の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している道路を地方道路公社が引き継ぐことについて、当該道路の道路管理者である地方道路公社が同意をしようとするとき</p> <p>(31) 設立団体たる地方公共団体が道路公社の定款変更</p>	<p>道路整備特別措置法 9③</p> <p>道路整備特別措置法 16②</p> <p>道路整備特別措置法 49②</p> <p>道路整備特別措置法 50⑥</p> <p>地方道路公社法 5⑥</p>	
---	--	--

<p>つき、国土交通大臣に認可を申請しようとするとき及び道路公社の定款変更につき同意をしようとするとき</p> <p>(32) 道路公社の設立</p> <p>(33) 道路公社がその解散について国土交通大臣の認可を受けようとする場合において、設立団体たる地方公共団体が同意をしようとするとき</p> <p>(34) 一級河川の指定について国土交通大臣から求められる関係都道府県知事の意見</p> <p>(35) 都道府県が管理する公共下水道又は流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用について市町村が負担すべき額の決定</p> <p>(36) 都市公園を設置すべき区域の決定</p> <p>(37) 地方管理空港の設置・管理の協議</p> <p>(38) 都道府県が負担する国土交通大臣が設置・管理する空港における工事費用の一部を市町村に負担させる場合の負担金額の決定</p> <p>(39) 海岸保全に要する費用の一部を市町村に負担させる場合の負担金額の決定</p> <p>(40) 国土交通大臣が多目的ダム建設の基本計画を作成し、変更し、又は廃止しようとするとき聴取する関係都道府県知事の意見</p> <p>(41) 都道府県がその費用を負担する地すべり施設の工事又は維持により、その区域内の市町村が受ける受益の限度において当該市町村が負担すべき同施設の工事又は維持に要する費用の額の決</p>	<p>地方道路公社法 9 ① 地方道路公社法 34 ⑤</p> <p>河川法 4 ④</p> <p>下水道法 31 の 2 ②</p> <p>都市公園法 33 ⑤</p> <p>空港法 5 ③</p> <p>空港法 7 ②</p> <p>海岸法 28 ②</p> <p>特定多目的ダム法 4 ④</p> <p>地すべり等防止法 31 ②</p>	
--	--	--

<p>定</p> <p>(42) 予定支出の経費のうち、予算で定める経費の金額と当該経費以外の経費の金額の間における相互流用</p> <p>(43) 特定目的のため積み立てた利益積立金の目的以外の使用</p> <p>(44) 地方住宅供給公社の設立</p> <p>(45) 土地開発公社の設立、定款の変更及び解散</p> <p>(46) 基幹道路整備事業に係る基幹道路の存する市町村に対し、当該事業に要する経費の全部又は一部を負担させる場合の負担金額の決定</p> <p>(47) 地方独立行政法人の定款の制定・変更、料金の上限設定、中期目標の設定・変更、出資等に係る不要財産の処分、重要な財産の処分、設立団体数の減少に伴う財産処分及び解散</p>	<p>地公企令18③</p> <p>地公企令24②</p> <p>地方住宅供給公社法9</p> <p>公有地の拡大の推進に関する法律10②、14②、22①</p> <p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法16⑤</p> <p>地方独立行政法人法7、8②、23②、25③、42の2⑤、44②、67③、88①</p>	
<p>16 条例で議会の議決事項と定められたもの</p> <p>県行政に係る基本的な計画の策定等</p>	<p>法96②</p> <p>熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例3</p>	

イ 選挙権

事 項	根拠法規	摘 要
1 議長及び副議長の選挙 2 仮議長の選挙 3 議会の選挙において指名推選による場合の被指名人を当選人とする ことの同意 4 議会の選挙が権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反するときの再選挙 5 選挙管理委員の選挙 6 選挙管理委員補充員の選挙 7 選挙管理委員の補充に際し、補充員がすべて同一政党所属の禁止に該当する場合の臨時の補充員の選挙 8 規約で定める普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員の選挙 9 指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙 10 一部事務組合議会議員の選挙	法103① 法106② 法118③ 法176④ 法182① 法182② 令135② 法252の9① 法252の21の2③ (6) 法287①(5)	議員全員の同意

ウ 同意権

事 項	根拠法規	摘 要
1 直接請求に基づく副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員、教育長又は教育委員の解職 2 除斥議員の会議出席及び発言 3 指名推選の方法を用いた場合における当選人の決定 4 普通地方公共団体の長が法定期日前に退職しようとするときの同意 5 副知事の選任 6 監査委員の選任 7 監査委員の罷免	法87①、 地教法8② 法117 法118③ 法145 法162 法196① 法197の2①	議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意 議員全員の同意 心身の故障又は職務上の義務違反その他非行によるときは、常任委員会又

<p>8 職員の賠償責任の免除</p> <p>9 条例で定める特に重要な公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用</p> <p>10 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員の選任</p> <p>11 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、法律の定めるところによる解職請求に基づいて行う解職</p> <p>12 普通地方公共団体が共同設置する職員のうち、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員その他の職員又は専門委員で議会の同意を得て選任するものの解職請求による解職</p> <p>13 外部監査契約の解除</p> <p>14 地方公共団体の財産又は公の施設についての国の無償使用</p> <p>15 人事委員会委員の選任</p> <p>16 人事委員会委員の罷免</p>	<p>法243の2の8⑧</p> <p>法244の2②</p> <p>法252の9②</p> <p>法252の10 令174の23③</p> <p>法252の13 令174の24③</p> <p>法252の35②</p> <p>地財法24</p> <p>地公法9の2②</p> <p>地公法9の2⑤ ⑥</p>	<p>は特別委員会で公聴会を開かなければならない</p> <p>出席議員の3分の2以上の同意</p> <p>2の普通地方公共団体が共同設置する場合は、全ての関係普通地方公共団体の議会の同意、又は3以上の普通地方公共団体が共同設置する場合は、半数を超える関係普通地方公共団体の議会の同意</p> <p>心身の故障又は職務上の義務違反その他非行によるときは、常任委員会又は特別委員会で公聴会を開かなければならない</p>
<p>17 都道府県知事の行う保護に関する事務を協議により定め、他の保護の実施機関へ委託すること</p> <p>18 収用委員会委員及び予備委員の任命</p> <p>19 港務局委員会委員の任命</p> <p>20 港務局委員会委員の罷免</p> <p>21 港務局監事の任免</p> <p>22 教育長及び教育委員会委員の任命</p> <p>23 教育長及び教育委員会委員の</p>	<p>生活保護法施行令1②</p> <p>土地収用法52③</p> <p>港湾法16③</p> <p>港湾法19</p> <p>港湾法22②</p> <p>地教法4①②</p> <p>地教法7①③</p>	

罷免 24 公安委員会委員の任命 25 公安委員会委員の罷免 26 公害審査会委員の任命 27 公害審査会委員の罷免 28 土地利用審査会委員の任命 29 土地利用審査会委員の解任	警察法39① 警察法41②④ 公害紛争処理法 16① 公害紛争処理法 16⑥ 国土利用計画法 39④ 国土利用計画法 39⑦	
--	---	--

エ 検査及び監査請求権

事 項	根拠法規	摘 要
1 普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書の検閲、当該普通地方公共団体の長、各種委員会又は委員の報告の請求、当該事務の管理、議決の執行及び出納の検査	法98①	
2 監査委員に対する当該普通地方公共団体の事務に関する監査の請求及びその結果報告の請求	法98②	
3 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査の請求	法252の40①	

オ 説明請求に関する権限

事 項	根拠法規	摘 要
1 普通地方公共団体の長その他の執行機関の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対する説明のための議長からの出席要求	法121	
2 外部監査人の説明要求	法252の34①	

カ 調査権

事 項	根拠法規	摘 要
1 普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出請求	法100①	
2 上記1の請求が守秘義務の故をもって拒まれ、かつ、官公署の疎明に理由がないと認められるときの公益を害する旨の声明を要求すること	法100⑤	
3 普通地方公共団体の事務調査を行うため、普通地方公共団体の区域内の団体等に対する照会又は記録の送付要求	法100⑩	
4 議案の審査又は普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせること	法100の2	

キ 不信任議決権

事 項	根拠法規	摘 要
1 普通地方公共団体の長に対する不信任議決	法178①③	在職議員の3分の2以上の出席により4分の3以上の同意
2 普通地方公共団体の長に対する不信任議決があり、長が解散権を行使した後、初めて招集された議会における再度の不信任議決	法178②③	在職議員の3分の2以上の出席により過半数の同意

ク 承認及び許可に関する権限

事 項	根拠法規	摘 要
1 議長及び副議長の辞職許可 2 議会議員の辞職許可 3 議会運営委員及び特別委員の辞任許可	法108 法126 条例10の2①	
4 普通地方公共団体の長の職務を代理する副知事が法定期日前に退職しようとするときの承認	法165①	
5 専決処分の承認	法179③	
6 港務局が入港料その他の料金、過怠金等について督促した場合の手数料及び延滞金を徴収する旨の規程の承認	港湾法44の3③	
7 議会が閉会又は解散のため議会の同意を得ないで行った収用委員会委員及び予備委員の任命に関する承認	土地収用法52⑥	任命後初の議会で受けること。承認ないときは罷免
8 災害、騒乱その他の地方の静穏を害するおそれのある事態に際しての銃砲刀剣類の授受、運搬、携帯行為を禁止し、又は制限する旨の告示の承認	銃砲刀剣類所持等取締法26③	告示をした日から起算して7日以内。ただし、議会が解散されている場合は、その後最初に招集された議会
9 予算上又は資金上不可能な支出を内容とする協定に関する承認	地方公営企業等の労働関係に関する法律10②	締結後10日以内。ただし、議会が閉会している場合は、次の議会
10 予算上又は資金上不可能な支出を内容とする仲裁裁定に関する承認	地方公営企業等の労働関係に関する法律16②	裁定が行われてから10日以内。ただし、議会が閉会している場合は、次の議会

ケ 報告及び書類の受理に関する権限

事 項	根拠法規	摘 要
1 住民の監査請求に基づく監査委員からの監査結果報告の受理	法75③	
2 監査結果報告の決定について、各委員の合議により決定できない場合の各監査委員の意見等の受理	法75⑤、199⑬	
3 官報及び政府の刊行物の受理	法100⑰	
4 普通地方公共団体の長からの予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書の受理	法122、211②	
5 議会が委任した事項に関する専決処分等の報告を受けること	法180②	
6 地方公共団体の財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針及びこれに基づき整備した体制の評価報告書の長からの受理	法150⑥	
7 選挙管理委員会の委員長から選挙管理委員又は補充員の選挙を行うべき事由の通知の受理	法182⑧	
8 監査委員から監査基準の策定通知の受理	法198の4③	
9 監査委員から監査結果報告の受理	法199⑨	
10 監査結果報告のうち特に措置を講じる必要があると認める事項について監査委員からの勧告の受理	法199⑪	
11 特別会計についてのいわゆる弾力条項を適用した場合の報告を受けること	法218④	
12 決算が議会の認定に付された際の当該年度の主要施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類の受理	法233⑤	
13 決算不認定の場合における措置内容の報告の受理	法233⑦	
14 現金出納の検査及び公金の収納、支払の事務について監査結果の報告の受理	法235の2③	

15 基金の運用状況を示す書類の受理	法241⑤	
16 住民監査請求があったときの監査委員からの当該請求の要旨の通知の受理	法242③	
17 住民監査請求に理由があると認められるときの監査委員からの勧告の受理	法242⑤	
18 普通地方公共団体が出資又は債務の負担をしている法人で、政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものについて経営状況及び事務処理状況を説明する書類の受理	法243の3②	
19 普通地方公共団体が受益権を有する信託の事務処理状況を説明する書類の長からの受理	法243の3③	
20 包括又は個別外部監査人の監査結果報告の受理	法252の37⑤、252の39⑫、252の40⑥、252の41⑥、252の42⑥	
21 包括又は個別外部監査人の監査結果についての監査委員からの意見の聴取	法252の38④、252の39⑭	
22 包括外部監査人と個別外部監査契約を締結した旨の報告の受理	法252の39⑪	
23 継続費繰越計算書による継続費の報告を受けること	令145①	
24 継続年度終了後における継続費精算報告書による継続費の報告を受けること	令145②	
25 繰越計算書による繰越明許費の報告を受けること	令146②	
26 事故繰越計算書による事故繰越の報告を受けること	令150③	
27 人事委員会による人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度についての研究成果の受理	地公法8①(2)	
28 給料表が適当であるかどうかについて人事委員会の報告を受ける	地公法26	

こと		
29 地方公営企業の業務量増加に伴い直接必要な経費に不足が生じたときに当該業務量の増加収入をこれに使用した場合の当該地方公共団体の長から報告を受けること	地公企法24③	
30 地方公営事業の予算に関する説明書の受理	地公企法25	
31 地方公営企業の予算を繰越した場合の繰越額の使用計画について地方公共団体の長から報告を受けること	地公企法26③	
32 継続費繰越計算書による地方公営企業の継続費繰越額の使用計画について、地方公共団体の長から報告を受けること	地公企令18の2①	
33 継続年度が終了した場合における継続費精算報告書による地方公営企業の継続費について、地方公共団体の長から報告を受けること	地公企令18の2②	
34 指定金融機関が取り扱う地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払事務についての監査結果報告の受理	地公企法27の2②	
35 地方公営企業の決算を議会の認定に付するに当たっての事業報告書及び政令で定めるその他の書類の受理	地公企法30⑥	
36 地方独立行政法人の各事業年度における業務実績に関する評価結果について、設立団体の長から報告を受けること	地方独立行政法人法28⑤	
37 地方独立行政法人のうち公立大学法人の業務実績に関する評価結果の報告の受理	地方独立行政法人法78の2⑥	
38 地方独立行政法人のうち公立大学法人の中期目標期間終了時の検討結果の報告の受理	地方独立行政法人法79の2③	
39 国民の保護に関する計画について報告を受けること	国民保護法34⑥	
40 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価結果報告書の受理	地教法26①	

コ 意見書提出権

事 項	根拠法規	摘 要
国会又は関係行政庁に対する普通地方公共団体の公益に関する事件に係る意見書の提出	法99	

サ 意見陳述、意見聴取及び諮問に応ずる権限

事 項	根拠法規	摘 要
1 都道府県知事が市町村の廃置分合又はその境界変更計画の策定、変更についての意見	法8の2②	
2 公益に関する事件についての、国会又は関係行政庁に対する意見書の提出	法99	
3 本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において公聴会を開催し利害関係者、学識経験者等から意見を聴くこと	法109⑤、115の2① 条例24～28、28の2	
4 本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、参考人の出頭を求め、その意見を聴くこと	法109⑤、115の2 ②、条例28の3	
5 給与その他の給付に関する処分についての審査請求があったときの長からの諮問に対する意見	法206②③	諮問があった日から 20日以内
6 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求があったときの長からの諮問に対する意見	法229②③	諮問があった日から 20日以内
7 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入についての督促又は滞納処分等についての審査請求があったときの長からの諮問に対する意見	法231の3⑦⑧	諮問があった日から 20日以内
8 行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求があったときの長からの諮問に対する意見	法238の7②③	諮問があった日から 20日以内

9 住民監査請求があった後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をするときの監査委員の意見の聴取	法242⑩	
10 職員に賠償を命ずる処分についての審査請求があったときの長からの諮問に対する意見	法243の2の8⑫ ⑬	諮問があった日から20日以内
11 公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求があったときの長からの諮問に対する意見	法244の4②③	諮問があった日から20日以内
12 外部監査人に対する意見	法252の34②	
13 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときの監査委員からの意見聴取	法243の2の7②	
14 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときの監査委員からの意見聴取	地方独立行政法人法19の2⑤	
15 地方公共団体における人事委員会の設置、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について必要な条例を制定又は改廃しようとするときの人事委員会からの意見聴取	地公法5②	
16 都道府県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することができるとする条例の制定又は改廃の議決をする前の教育委員会からの意見聴取	地教法55④	
17 都道府県境界に係る関係道路管理者のいずれかが都道府県知事である道路の管理方法について、関係道路管理者の協議が成立しないで国土交通大臣が裁定する場合に、道路管理者としての知事が提出する意見について、知事の諮問に対する意見	道路法19③	
18 共用管理施設の管理方法について協議が成立しないで国土交	道路法19の2③	

<p>通大臣が裁定する場合に、指定区間外国道につき道路管理者としての知事が提出する意見について、知事の諮問に対する意見</p> <p>19 道路と他の工作物が相互に効用を兼ねる場合の管理の方法について、協議が成立しないで国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣が裁定する場合に、道路管理者としての知事が提出する意見について、知事の諮問に対する意見</p> <p>20 道路と鉄道が交差する場合において、交差の方式等について協議が成立しないで国土交通大臣が裁定する場合に、道路管理者としての知事が提出する意見について、知事の諮問に対する意見</p>	<p>道路法20④</p> <p>道路法31③</p>	
--	-----------------------------	--

シ 請願に関する権限

事 項	根拠法規	摘 要
<p>1 議員紹介により請願しようとする者からの請願書の受理</p> <p>2 議会の採択した請願の地方公共団体の長、教育委員会等への送付、かつその処理の経過及び結果報告の請求</p>	<p>法124</p> <p>法125</p>	

ス 規則制定権

事 項	根拠法規	摘 要
<p>1 会議規則の制定</p> <p>2 会議の傍聴に関し必要な規則の制定</p>	<p>法120</p> <p>法130③</p>	<p>議長が定める</p>

セ 決定権

事 項	根拠法規	摘 要
1 議会において行う選挙投票の効力に関する異議に対する決定 2 公職選挙法又は政治資金規正法に該当する場合以外における議会議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかの決定	法118① 法127①	出席議員の3分の2以上

ソ 懲罰権

事 項	根拠法規	摘 要
議会の議員に対する懲罰	法134、135、137 規則105、106、110	懲罰の動議を議題とするには定数の8分の1以上の発議、除名については議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意。法137の発案は議長専属

タ 自主解散権

事 項	根拠法規	摘 要
普通地方公共団体の議会の自主解散	地方議会解散特例 法2	議員の4分の3以上が出席し、5分の4以上の同意

チ その他の権限

事 項	根拠法規	摘 要
<p>1 選挙人その他の関係人が正当な理由がないのに出頭せず、若しくは記録の提出をしないとき又は証言を拒んだとき並びに虚偽の陳述をしたときの告発</p> <p>2 再議に付した議決又は再選挙に関し、総務大臣の裁定に不服があるときの裁判所への出訴</p>	<p>法100⑨</p> <p>法176⑦</p>	<p>裁定のあった日から60日以内</p>

7 議長、委員会、議員の職務権限

ア 議長（副議長、仮議長、臨時議長）

事 項	根拠法規	摘 要
1 議長		
(1) 議会招集請求権 議会運営委員会の議決を経て、知事に対し臨時会の招集を請求する権限	法101②	
(2) 議会招集権 議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集する権限	法101⑤⑥	
(3) 秩序保持権	法104	
(ア) 議場の秩序を乱した場合の議員への制止、発言の取消し、禁止又は議場外への退去	法129①	
(イ) 議場が騒然となって整理することができない場合の閉議又は中止	法129②	
(ウ) 傍聴人が会議を妨害する場合の制止及びこれに従わないときの退場命令又は警察官への引渡し	法130①②	
(エ) 傍聴人取締規則の制定	法130③	
(4) 議事整理権	法104	
(ア) 議員に対する出席催告	法113	
(イ) 可否同数の場合の裁決	法116①	
(ウ) 長等に対する議場への出席要求	法121	
(エ) 秘密会開会の発議	法115	
(オ) 会議録の調製及び署名	法123①②	
(5) 会議の代表権	法104	
(ア) 議決した条例、予算の長への送付	法16①、219①	議決の日から 3日以内
(イ) 会議結果の知事への報告	法123④	
(ウ) 普通地方公共団体の長に対する不信任議決の長への通知	法178①②	
(エ) 議員が欠けた場合、又は地方公共団体の長が欠け、若しくはその退職の申立てがあった場合	選挙法111①(3)(4)	
(6) 委員会に対する権限		
(ア) 委員会への出席、発言	法105	

<ul style="list-style-type: none"> (イ) 正副委員長がともにいないため、その互選をする場合の委員会の招集 (ウ) 公聴会開催承認 (エ) 委員会の活動についての通知の受理 (オ) 委員派遣に対する承認 (カ) 閉会中の委員の選任 (キ) 閉会中の常任委員及び特別委員の所属変更 (ク) 閉会中の議会運営委員及び特別委員の辞任許可 (7) 議員に対する権限 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 議員の出席催告 (イ) 議員の欠席の届出の受理 (ウ) 故なく欠席した議員に対する懲罰 (エ) 閉会中の副議長の職及び議員の辞職許可 (8) 議会の事務を統理する権限 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 議会に関する事務を命ずること (イ) 議会事務局の事務局長、書記その他の職員の任免 	<ul style="list-style-type: none"> 条例 6 の 2 条例24① 規則77、80 規則81 条例 5 ① 条例 5 ③ 条例10の 2 ① 法113 規則 2 ② 法137 法108、126 法104 法138⑦ 法138⑤ 	
<p>2 副議長 議長に事故があるとき又は欠けたときに議長の職務を行うこと</p>	<p>法106①</p>	
<p>3 仮議長 議長、副議長ともに事故があるときに議長の職務を行うこと</p>	<p>法106②</p>	
<p>4 臨時議長 議長、副議長又は仮議長の選挙を行う場合に年長議員が議長の職務を行うこと</p>	<p>法107</p>	

イ 委員会

事 項	根拠法規	摘 要
1 常任委員会		
(1) その部門に属する県の事務に関する調査	法109②	
(2) 議案、請願等の審査	法109②	
(3) 公聴会の開催及び利害関係者又は学識経験者からの意見の聴取	法109⑤	
(4) 参考人の出頭を求め、その意見を聴くこと	法109⑤	
(5) 議案の提出（予算を除く）	法109⑥	
(6) 議会から付議された特定の事件についての閉会中の審査	法109⑧	
2 議会運営委員会		
(1) 議会の運営に関する事項等の調査	法109③	
(2) 議案、請願等の審査	法109③	
(3) 公聴会の開催及び関係者からの意見聴取	法109⑤	
(4) 参考人の出頭を求め、その意見を聴くこと	法109⑤	
(5) 付議された特定の事件についての閉会中の審査	法109⑧	
(6) 議案の提出（予算を除く）	法109⑥	
3 特別委員会		
(1) 付議された事件の会期中における審査	法109④	
(2) 公聴会の開催及び関係者からの意見聴取	法109⑤	
(3) 参考人の出頭を求め、その意見を聴くこと	法109⑤	
(4) 付議された特定の事件についての閉会中の審査	法109⑧	
(5) 議案の提出（予算を除く）	法109⑥	

ウ 議員

事 項	根拠法規	摘 要
1 議案の提出（予算を除く。）	法112①②	議員定数の12分の1以上の賛成 議員定数の12分の1以上の発議
2 議案に対する修正動議の提出	法115の3	
3 会議を閉じ、又は中止することについての異議の申立て	法114②	議員3人以上の発議、出席議員3分の2以上の議決
4 秘密会開催のための発議	法115①	
5 指名推選	法118②③	議会の同意
6 議員が除斥された場合に会議に出席し、発言すること	法117	
7 知事に対する臨時会の招集の請求	法101③	議員定数の4分の1以上による請求
8 議長に対する開議の請求	法114①	議員定数の半数以上による請求
9 議会で行う選挙の効力に対する異議申立て並びにそれに対する決定に不服があるときの審査の申立て及び出訴	法118①⑤	議長及び議員2人以上
10 議員の資格決定について不服があるときの審査の申立て及び出訴	法127③	
11 会議録（書面）に署名すること	法123②	議員定数の8分の1以上の発議 （除名は在職議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意）
12 議場の秩序維持についての議長の注意を喚起すること	法131	
13 請願の紹介	法124	
14 会議又は委員会で侮辱を受けた議員による議会の処分の要求	法133	
15 懲罰動議の提出	法135②③	

8 議会と住民との関係

事 項	根拠法規	摘 要
1 議会が当該地方公共団体の事務に関する調査を行う場合の関係住民に対する出頭及び証言並びに記録の提出請求	法100①②⑩	
2 前記1の場合にこれに応じない者又は虚偽の証言をした場合の罰則の適用	法100③⑦⑧⑨	
3 公聴会を開き、住民からの意見を聴くこと	法109⑤、115の2①、地公法9の2⑥	本会議、常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会において開催
4 住民の議会に対する請願、陳情	法109②、124	
5 住民の直接請求 (1) 議会の解散請求	法13①、76、77、78、79、85	有権者の3分の1以上で請求、解散投票で過半数の同意により解散
(2) 議員の解職請求	法80、82、83、84、85	所属選挙区有権者の3分の1以上の請求、当該選挙区の解職投票で過半数の同意により解職
(3) 副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会委員、教育委員会委員等の解職請求	法86、87 地教法8①	有権者の3分の1以上の請求、議会において在職議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意により失職
(4) 条例の制定又は改廃の請求 (地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く)	法74、74の2、74の3、74の4	選挙人の50分の1以上の請求により議会に付議

9 議会と知事との関係

事 項	根拠法規	摘 要
<p>1 一般的関係</p> <p>(1) 知事の議会招集</p> <p>(2) 知事等の議場出席義務</p> <p>(3) 知事の議案提出権</p> <p>(4) 知事の退職の申出及び同意</p> <p>(5) 知事の職務を代理する副知事の退職の申出及び承認</p>	<p>法101①</p> <p>法121①</p> <p>法149(1)</p> <p>法145</p> <p>法165①</p>	<p>知事が期日前に退職するときは議会の同意を要する</p> <p>副知事が期日前に退職するときは議会の承認を要する</p>
<p>2 再議</p> <p>(1) 条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決に対する再議</p> <p>(2) (1)以外に関する議決に対する再議</p> <p>(3) 違法な議決又は選挙に対する再議又は再選挙及び再議又は再選挙に対する審査申立て又は出訴</p> <p>(4) 法令により負担する経費その他の義務費の削除又は減額による再議及び原案執行</p> <p>(5) 非常災害による応急若しくは復旧の施設又は感染症予防のため必要な経費の削除又は減額による再議及び再度同じ議決をした場合に不信任の議決とみなすこと</p>	<p>法176①②③</p> <p>法176①②</p> <p>法176④⑤⑥⑦⑧</p> <p>法177①(1)②</p> <p>法177①(2)③</p>	<p>出席議員の3分の2以上の同意をもって再度同じ議決を行ったときは、その議決は確定する</p>
<p>3 専決処分</p> <p>(1) 議会の不成立及び長において招集する時間的余裕がないと認めるとき又は議会が議決すべき事件を議決しないとき等の専決処分</p> <p>(2) 議会の委任による専決処分</p>	<p>法179①②③</p> <p>法180①②</p>	<p>次の議会において報告し、承認を得ることを要する</p> <p>議会への報告を</p>

4 不信任議決と議会の解散	法178①②③	要する 在職議員の3分の2以上の出席で4分の3以上の同意 ただし、解散後初めての議会においては過半数の同意を要する
---------------	---------	---

